

投票区および投票所の集約について

令和8年8月
飛島村選挙管理委員会

1 はじめに

選挙は、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

本村は、過去から3か所の投票区および投票所を設置して公正で円滑な選挙の執行に努めてきました。しかし、現在の選挙制度や投票立会人のなり手不足などといった状況を勘案すると、改善が必要な事項もあります。こうした状況の中、新たな選挙執行や投票環境を整えるため、投票区および投票所の集約を検討することとしました。

2 投票区および投票所の現状と課題について

現在、本村の投票区は、飛島投票区・政成投票区・大宝投票区の3か所を設置していますが、選挙事務の執行には次の「現状と課題」が挙げられます。時代の変遷とともに見直しが行われている選挙制度ですが、飛島村選挙管理委員会においても、本村の現状を踏まえ投票区及び投票所の集約を検討することが必要と判断しました。

- (1) 平成 15 年に創設された期日前投票制度は、約 20 年が経過し、全国的にもその利用が大きく伸びています。本村においても当該制度は定着してきており、平成 16 年の参議院議員通常選挙では、投票者に占める期日前投票の率は 11.69%(284 人)であったのに対し、令和7年の同選挙では49.14%(1,146 人)と大幅に伸びています。さらに、令和8年の衆議院議員総選挙では、期日前投票者数は、選挙当日の投票者数を超えることとなりました。こうした状況の中、今後も選挙当日の投票者数は減少することが予想されます。

投票区	R7 参議院選挙	H16 参議院選挙	差
飛島投票区	708 人	1,253 人	△545 人
政成投票区	324 人	549 人	△225 人
大宝投票区	154 人	344 人	△190 人
計	1,186 人	2,146 人	△960 人
(参考)期日前投票	1,146 人 (投票者に占める率 49.14%)	284 人 (投票者に占める率 11.69%)	+862 人

投票区	R8 衆議院選挙	H17 衆議院選挙	差
飛島投票区	684 人	1,393 人	△709 人
政成投票区	307 人	643 人	△336 人
大宝投票区	134 人	390 人	△256 人
計	1,125 人	2,426 人	△1,301 人
(参考)期日前投票	1,186 人 (投票者に占める率 51.32%)	318 人 (投票者に占める率 11.59%)	+868 人

〈参考:村議選挙〉

	H31 村議選挙	H19 村議選挙	差
選挙当日	1,891 人	2,854 人	△963 人
(参考)期日前投票	799 人 (投票者に占める率 29.70%)	402 人 (投票者に占める率 12.35%)	+397 人

〈参考:村長選挙〉

	R2 村長選挙	H24 村長選挙	差
選挙当日	1,613 人	2,507 人	△894 人
(参考)期日前投票	1,209 人 (投票者に占める率 42.84%)	544 人 (投票者に占める率 17.83%)	+665 人

〈参考:知事選挙〉

	R5 知事選挙	H18 知事選挙	差
選挙当日	1,012 人	2,269 人	△1,257 人
(参考)期日前投票	815 人 (投票者に占める率 44.61%)	302 人 (投票者に占める率 11.75%)	+513 人

- (2) 投票立会人は、3か所の投票所に半日ずつ2名の計12名を選任しています。公募の方だけでは必要数に満たないため、了承をいただいた明るい選挙推進委員の方を選任している状況にあります。
- (3) 従事する職員は3か所の投票所に各7～8人ずつ配置していますが、その投票日当日事務は、早朝から深夜の開票事務までです。育児や介護等で従事できる職員は限られるものの、選挙事務の経験値等も勘案し配置しているところであり、従事する職員の負担はもちろん、選任業務の負担も大きくなっています。
- (4) 昨今の物価高騰により、人件費だけでなく、ポスター掲示板や選挙システム設定等に係る経費が増加傾向にあります。ポスター掲示場数は、投票区数やその面積によって決まり、現在村内には、22 か所のポスター掲示場が決められています。また、各投票所には、投票者の入場管理をするパソコン等を設置しています。

3 投票区および投票所の集約の目的

- (1) 投票管理者および投票立会人のなり手不足を解消します。
- (2) 投開票事務従事者の負担軽減および人件費削減を図ります。
- (3) ポスター掲示場や投票所の資機材等の経費の削減を図ります。

4 見直し方針

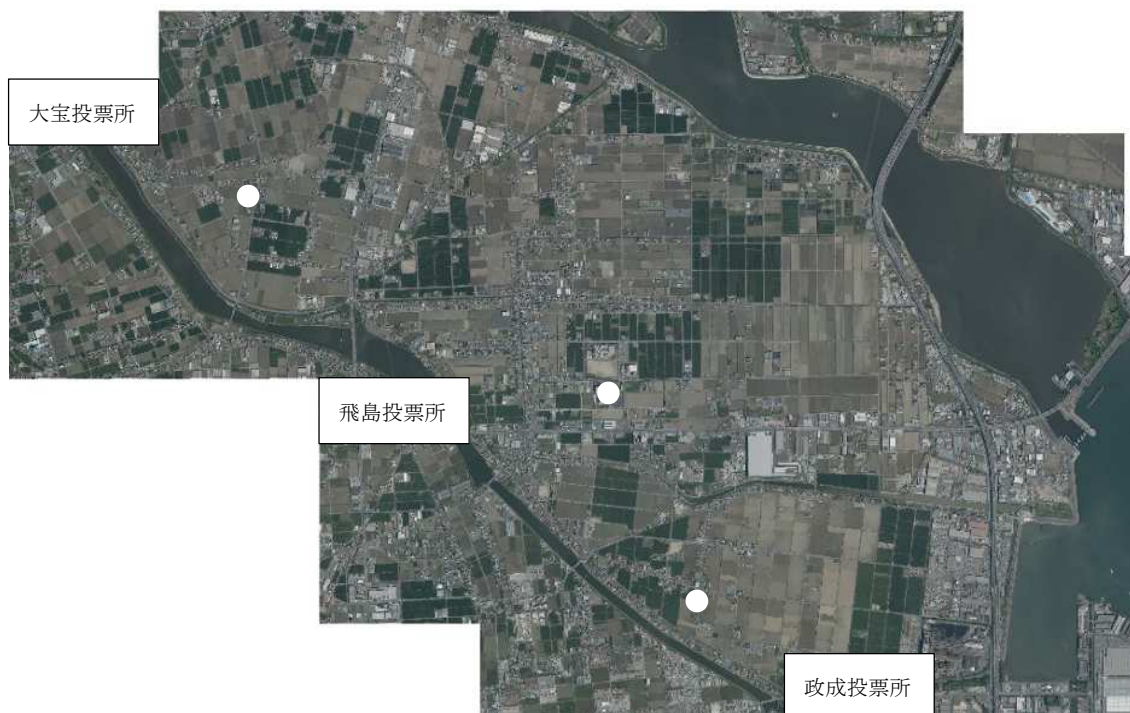
投票区および投票所の設置基準は、自治省選挙部長通知(昭和 44 年 5 月 15 日自治管第 45 号)により、次に当てはまる投票区は、選挙人の利便性が損なわれるため、投票区の分割等の措置により解消に努めることとされています。

①遠距離地区:投票所から選挙人の住所までの道程が3km 以上ある地区

②過大投票区:1投票区の選挙人の数が概ね 3,000 人を超える地区

飛島投票所(中央公民館ホール)に集約した場合、上記の①について、1番遠い地点で計測した道程は、八島地区約4km、新政成地区約3km となります。また②については、令和7年 12 月 1 日時点の有権者が計 3,500 人となり、①および②のどちらもわずかに設置基準を超える程度となっています。

このことから、代替手段を含めたうえで投票区および投票所を、飛島投票区の1か所に集約します。



5 投票区および投票所の集約について

見直し方針に基づき以下のとおり投票区を集約します。

現投票区	集約後投票区
飛島投票区	飛島投票区
政成投票区	
大宝投票区	

6 集約に伴う支援・対策

集約による影響への対策として、下記を講じます。

(1) 投票日当日の移動支援を行うこと

選挙当日について、廃止となる新政成集会所および大宝集会所から、中央公民館ホールまでを、公用車で移送する手法を予定しています。

(2) 投票所の混雑緩和

飛島投票所に設置する記載台を増設し、場内混雑の緩和に努めます。

7 集約による効果

(1) 従事職員・立会人数の削減

直近の選挙である衆議院議員総選挙を例にすると、選挙当日投票所に従事する職員数は 30 人ですが、集約後は 20 人の職員になり、10 人の削減が見込まれます(集約後の投票所へ、増加した想定有権者数によって事務従事者を増員した数で試算)。

また、投票日の投票管理者および立会人は $6 \text{人} \times 3 \text{投票区} = 18 \text{人}$ から $6 \text{人} \times 1 \text{投票区} = 6 \text{人}$ で、12 人の削減となります。

(2) 経費の削減

上記の従事職員や立会人数の削減により、人件費が削減されます。また、村内に 22 か所設置されるポスター掲示場は投票区の集約により 9 か所となり、掲示板賃貸借および設置・撤去にかかる経費も削減となります。そのほか、投票所の投票者の入場管理をする PC 借上等の経費が削減され、1回の選挙において、約 120 万円の削減が見込まれます。